

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
耕作条件不利農地借受促進事業	耕作条件不利農地借受奨励金	耕作条件が不利な農地を借り受けることにより耕作放棄地の未然防止・解消促進を図る	①耕作が不利な条件として定めるもののうち2つ以上に該当する農地であること ②利用権設定等の期間が、5年以上であること	—	47,000円/10a	農地の借り受けを行った認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者
農地区画大規模化支援事業	農地区画大規模化支援事業補助金	農地の畦畔を除去することにより、担い手等の農業経営の効率を上げることにより耕作放棄地の未然防止を図る	①農地所有者の同意等を得ること ②国又は県の補助の採択があった事業は交付対象としない	区画拡大のための畦畔除去に係る費用及び畦畔除去後の整地に係る費用	①畦畔除去 5,000円/10m ②畦畔除去後の整地 7円/1㎡	2筆以上の隣接する田、畑を自ら耕作する農業者、集落営農組織、地域計画に位置付けられた農業を担う者
農用地流動化促進事業(拡充)	農用地流動化促進事業奨励金(拡充)	耕作が困難な畑地の借り受けに奨励金を加算することにより、耕作放棄地の未然防止を図る	①利用権設定等の期間が、5年以上であること ②農用地利用集積計画等で利用権設定等に係る農用地が定められ、公告された利用権設定であること	—	10,000円/10a (畑のみ) 既存の奨励金に上乗せ ・美杉地域内の農用地 30,000円/10a ・美杉地域以外の農用地 20,000円/10a	認定農業者、認定新規就農者
経営基盤強化支援事業	経営基盤強化支援事業補助金 (担い手等法人化推進事業)	担い手等の法人化による営農の持続・安定化を図る	①定款を作成し公証役場において認証されること ②法務局において法人として登録されること	①定款の認証に要する経費 ②登記申請に要する経費	交付対象経費の1/2 121,000円(限度額)	法人化を希望する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
経営基盤強化支援事業	経営基盤強化支援事業補助金 (新たな人材雇用支援事業)	新たな人材を雇用することにより、人材不足を解消し、農業経営の持続化を図る	①1年以上の雇用契約を交わすこと ②常時雇用するものであること ③3親等以外の者の雇用であること	—	233,000円/1人 (定額) ※交付対象者と就農者で折半	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織
小規模機械導入支援事業	小規模機械導入支援事業補助金	初めて農業を畑地で行う者に、小規模機械(管理機、草刈機、噴霧機、施肥機)の新規導入を支援することにより、農業経営者のすそ野拡大と耕作放棄地の未然防止を図る	①農地を所有していない場合は、農地を借り受けて耕作すること 農地を所有している非農家の場合は、現に作物が作付けされておらず新たに耕作を行うものであること ②100㎡以上の畑地で、事業年度を含め3年以上耕作を行うこと	小規模機械(管理機、草刈機、噴霧機、施肥機)の新規購入に要する経費	交付対象経費の1/2 150,000円(限度額)	新たに農業を始めようとする者で、農家台帳等に登録がない者(3親等以内の親族が農家である者は除く。Uターン、Iターン等を含む)
ジャンボタニシ被害防除事業	ジャンボタニシ被害防除事業補助金	薬剤購入経費を助成することでジャンボタニシによる食害対策を推進し、被害の軽減を図る	①薬剤が農薬として登録されていること ②被害が確認できる水田であること	ジャンボタニシを駆除するための薬剤の購入に要する経費	対象経費の1/3	市内の水田所有者または耕作者(法に基づく権利設定を受けている認定農業者、認定新規就農者)、集落営農組織

補助事業名	補助金名称	交付目的	交付要件 (全ての要件を満たすこと)	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
有害鳥獣捕獲報償金(拡充:カラス捕獲報償金)	カラス捕獲報償金	カラスによる農産物への被害防止により、農業者の生産意欲の減退を回避し、耕作放棄地への未然防止を図る	個体の写真と両脚を提出又は、現場で確認を受け両脚を提出すること	—	500円/1羽	津市が発行する、有害鳥獣捕獲許可の交付を受けている者